

トスカーナ大公国の領域構造

——コジモー一世時代——

齊 藤 寛 海

はじめに

本稿の目的は、トスカーナ大公国の領域構造の概要を理解することである。大公フェルディナンド一世は、自己の地位を「神の恩寵により、第三代のトスカーナ大公にして、第四代のフィレンツェ公およびシエーナ公であり、エルバ島のポルトフェッライオ、カスティッリョーネ・デッラ・ペスカーイア、およびジッリョ島の領主であり、サント・ステーファノ騎士団の団長である」と表現している^(*)。この表現に基づけば、第一代のフィレンツェ公はアレッサンドロ（メディチ家）、第一代のシエーナ公はフェリーペ（後のスペイン国王フェリーペ二世）、そして第二代のフィレンツェ公およびシエーナ公が、初代のトスカーナ大公になったコジモー一世（メディチ家傍系）であり、第二代の大公にして第三代のフィレンツェ公およびシエーナ公がフランチェスコ一世である、ということになる。いずれにせよ、この表現が示すように、トスカーナ大公という称号は、幾つかの地位の総体に対して与えられたものであり、したがって、トスカーナ大公国は、それぞれの地位に対応する支配領域が集合した複合的な領域構造をもっていた。

それだけではない。周知のように、フィレンツェは、コンタードを制圧して都市国家を形成し、次いで近隣の都市国家を服従させて支配領域を拡大して、ここに幾つかの旧都市国家からなる多少とも領域的な国家を形成した。とはいえ、現実にフィレンツェの支配領域を構成する要素は、いまだに多少とも自律性をもつ旧都市国家だけではなく、それまでフィレンツェやこれらの都市国家に対して独立性を保ってきた農村共同体（農村コムーネ）や封建領主など、そのほかの多少とも自立的な要素も混じっていた。フィレンツェ共和国時代のこのような領域構造は、大公国時代にも解消することはなかった。コジモー一世は、フィレンツェの支配領域に中央権力を浸透させようと努力したが、一方ではその構成要素のそれぞれがもつ不均質な従来の特権を解消することはできず、そのためこの支配領域は、きわめて多数の不均質な部分からなる集合体という様相を示していた。本稿では、大公国の基本構造が形成されたといわれるコジモー一世時代^(**)を中心に、この大公国の領域構造を概観する。

第一章 大公国の領域構造

フィレンツェ共和国は、皇帝に従属しない自由な国家、すなわちフランス王国、ヴェネツィア共和国、教皇国家、などと同じ地位をもつとみなされてきた^(***)。しかし、同共和国が

1530年に皇帝の軍隊に降伏したことを契機として、皇帝との関係が改めて問題となった^(*)4)。1530年、メディチ家出身の教皇クレメンズ七世(在位, 1523-34)は、自分の庶子アレッシェンドロをフィレンツェに送り込み、皇帝カール五世は、アレッシェンドロ^(*)5)を世襲の「フィレンツェ共和国の政府, 国家, 体制の長」として、すべての旧政府機関を統括する権限を与えた。32年の国制改革で、アレッシェンドロは、フィレンツェの有力者たちによって、ヴェネツィア共和国の頭領に準じる「フィレンツェ共和国の公」(duca della repubblica fiorentina)とされた。「頭領」(doge)と「公」(duca)は、いずれもラテン語の「指揮者」(dux)に由来し、意味が重なり合う。37年にアレッシェンドロが暗殺されると、メディチ家傍系のコジモ(37-74)^(*)6)が、フィレンツェの有力者たちによって「都市フィレンツェの政府, その支配領域, および都市フィレンツェの諸役人と諸役所の長にして第一人者」の地位を与えられた。同年、皇帝はコジモに「フィレンツェ共和国の政府と支配領域の長にして第一人者」(caput et primarius gubernis status atque dominii reipublicae florentinae)の地位と、「フィレンツェ共和国の公」という世襲の称号を承認した。このことから当時の法学者は、この公位をマントヴァなどの公位と同じく皇帝に従属するものとみなしたが、コジモと彼を取り巻く法律家は、公位は共和国から継承した伝統的な自由に基づくものであるとみなして、その皇帝への従属を否定した。いずれにせよ、以後、コジモは法的には根拠のない「フィレンツェ公」(duca di Fiorenza)を自称する。

55年、コジモとカール五世との連合軍がシエーナ共和国を降伏させる^(*)7)と、皇帝は自分の息子フェリーベを「シエーナ公」(duca di Siena)とし、この旧共和国の領域における終身の皇帝代官に任命した。フェリーベは、56年にスペイン国王となると、翌57年に、この領域が帝国の封地であることを封建法によって確認し、皇帝代官の資格においてこの領域を(ナポリ副王領に併合した五つのスペイン軍駐屯地を除いて)コジモに封地として与えた。コジモを取り巻く法律家は、「シエーナ公」位については皇帝に従属するが、「フィレンツェ共和国の公」位については従属しないと主張した。いずれにせよ、以後、彼は「フィレンツェとシエーナの公」(duca di Fiorenza e Siena)と自称した。やがて、コジモの長年にわたる工作が実を結び、彼は69年にヴァティカンで戴冠式をおこない、教皇から「トスカーナ大公」(granduca di Toscana)の称号^(*)8)を与えられたが、教皇は大公を「自由かつ真正の君主」(dominus liber et directus)、すなわち皇帝から独立したものとみなした。皇帝マクシミリアンは、これを帝国所属のトスカーナに対する教皇の越権行為だとして抗議したが、76年に同皇帝は、大公が皇帝への臣従を承認することと引換に、改めて同じ称号(magnus dux Etruriae, エトルリアはトスカーナの雅名)をコジモの息子フランチェスコ(1574-87)に対して承認した。しかし、その後間もなくフランチェスコは、皇帝による承認を教皇による承認の追認、すなわち皇帝から独立した大公位ということの追認とみなそうとした。ここに、大公国と帝国との関係をめぐる微妙な問題の火種が置かれたのである。本稿では、称号をめぐる経緯にはこだわらずに、便宜上コジモを大公とよぶ。

コジモの治世の終わり頃の大公国は、四つの種類の領域から構成されていた^(*)9)。(A)「フィレンツェ国家」(stato di Firenze)または「旧国家」(stato vecchio)とよばれる、旧フ

ィレンツェ共和国の領域。この国家には固有の統治機構があった。(B)「シエーナ国家」(stato di Siena) または「新国家」(stato nuovo) とよばれる、旧シエーナ共和国の領域(上記のスペイン軍駐屯地は除く)。ここにも固有の統治機構があり、フィレンツェ国家の統治機構がこの国家を統治することはない。フィレンツェ国家とシエーナ国家とは、法的・機構的にはあくまでも別個の国家であり、一方の国民は他方において、法的には外国人として取り扱われた。両国は、大公の「人格における統合」(unione personale) をなす同君連合でしかない。(C)大公を「領主」(signore) とする領域。すなわち、ルニジャーナ地方(トスカーナ北東部)にあるフィラッティエーラ(1549年に取得)、グロセットの西方の海岸地帯にあるカスティッリオーネ・デッラ・ベスカーイア侯爵領(54年に取得、次いでナポリ副王の娘である妻エレオノーラに授封、妻の死後回収)、そしてエルバ島にあるポルト・フェッライオ(57年にフェリーペ二世より受封)。これらの諸領域は、上記両国の統治機構によって統治されることはなく、両国から独立した領域として、大公が任命する「管理者たち」(ministri) によって統治された。(D)「封地」(feudo)。これは受封者によって支配される領域であるが、大公と受封者たちとの関係は不均質であり(後述)、したがって大公の封地に対する関係には法理論上は偏差があった。なお、メディチ家はウルビーノ公国に世襲領地をもっていたが、この領地はトスカーナ大公国の構成部分とはならない。

トスカーナ大公国では、ナポリ王国やサヴォイア公国とは違って、封地^{(*)10}は周縁的かつ限定的な存在であった。メディチ期には、封地についての調査や、封地と大公との関係についての整理がなされず、ロレーナ期になってそれがなされた。1737年にメディチ家が断絶すると、ロレーナ(独・ロートリンゲン、仏・ロレーヌ)家のフランツ・シュテファンがフランチェスコ二世として大公位を継承し、ここに大公国のロレーナ期が始まる。さて、ロレーナ期の1749年の「封建法」(legge feudale) では、封地を三つの類型に分類して整理しているので、それにしたがって見ていく。(a)大公封地。大公が設定した封地であり、大公を封主とし、受封者はその封臣となる。(b)皇帝封地。皇帝が設定した封地であり、その受封者は大公に保護を求めて「託身」(accomandigia) をすることにより、大公は彼を保護する義務をもつ。大公とこの「託身者」(raccomandato) との関係は、16世紀の法的解釈では、自己の支配領域ではそれぞれが「主権者」(sovrano) である「力に差のある者」(disuguale) の間での「同盟」(confederazione) 関係、換言すれば託身契約は「封建法的な装いの下での真の国際的な条約」であったが、18世紀の解釈では、それが支配・従属関係に変化したという。いずれにせよ、大公とこの種の受封者との関係が同盟関係なのか、支配・従属関係なのか不明確であったのは、上述のように大公と皇帝との関係自体が確定していなかったからである、と思われる。(c)混合封地。封地の設定は皇帝や教皇によるが、時の経過の中で征服あるいは自発的・強制的な合意により、フィレンツェあるいはシエーナの「上位支配権」(alto dominio) を承認し、次いで(両国の権力を継承した)大公の支配権を承認したもの。さて、コジモの時代には、受封者は大公との間に君臣関係があるのか、あるいは大公の保護を受けるだけであるのかという漠然たる区別しかなかったが、この区別に基づいて、大公税の負担義務の有無については差異が設けられた。

メディチ期の大公国の封地について調査した研究^(*11)によると、コジモ一世以前から存在した封地は20個、うち教会・修道院のものは5個。コジモ一世は9個の封地を創設・授封し、フランチェスコ一世(74-87)は1個、フェルディナンド一世(87-1609)は7個、コジモ二世(09-21)は5個、フェルディナンド二世(21-70)は32個、コジモ三世(70-1723)は8個、メディチ家最後の大公ジャン・ガストーネ(23-37)は2個。メディチ家の大公たちは、200年にわたって合計64個を設定したが、うち48個(75%)は17世紀のものである。コジモ一世以前からのものを含めて、封地のほとんどは、トスカーナ東部の山岳・丘陵地帯と、ピサ・シエーナ・キウジを結ぶ線以南のトスカーナ西南部との、いずれも人口過疎の地帯に集中している。これらの封地に関する本格的な研究はまだなく、その実態は明確になってはいない。しかし、トスカーナとりわけフィレンツェ国家の領域はイタリアでも最も都市化現象が顕著な地方であった^(*12)が、コジモ一世以前からの封地の受封者は、活発なトスカーナ諸都市によるいわゆるコンタード征服の過程において(それを生き延びても)自己の権力を大幅に縮小せざるをえなかったと思われるし、また大公たちが設定した封地は、数の上では圧倒的に多い(全体の76%)が、それらは国内各地の有力者を大公権力の支持基盤として編成するために彼らに与えたものであるから、いずれも大公権力にとって脅威となるものではなかった、と思われる。

トスカーナ大公国を構成する上記A, B, C, D四種類の要素は、法的・機構的には相互に独立しており、それぞれが直接大公の支配下に置かれていた。(Dの皇帝封地については問題が残るが、これ以上は立ち入らない。)またC, Dは、それぞれがさらに幾つかの領地、封地からなっていたが、これらの領地、封地は相互に独立し、それぞれが直接大公の支配下に置かれていた。したがって、大公国を構成するこれら多数の要素は、大公の人格においてのみ統合されていたということになる。ところで、大公国内部におけるこのような法的・機構的な分裂を幾分なりとも補償したのが、シエーナ受封後の1562年にコジモが創設し、代々の大公を団長とするサント・ステファノ騎士団^(*13)である。ムスリムとの海戦を目的として結成され、貞潔の誓いを必要としないこの騎士団には、トスカーナ各地の有力な家族の家長が入団した。また、同騎士団の「騎士禄」(commenda)を設定するために自己の資産を騎士団に寄贈した者は、団長から騎士身分とその騎士禄からの収入とを家系が断絶するまで授与されたい。この制度により、新興家族の者であっても騎士身分を手に入れることができたのである。のみならず、商人貴族が地主貴族に変質していく時代において、この制度は、家族の土地財産を事実上の世襲財産として保全するための格好の手段を提供したらしい。いずれにせよ、騎士団の土地資産は急速に増大し、やがてはトスカーナ最大の土地所有者となる。政治的には、騎士団は、トスカーナ各地の有力な地主に財産の保全と騎士身分とを保証することによって、団長である大公に彼らの忠誠を確保するとともに、法的・機構的に分裂している大公国各地の有力者層を団結させることによって、大公国内部の人的な連帯を図った、と思われる。

第2章 「フィレンツェ国家」の内部編成

「フィレンツェ国家」は人口・面積ともに、とりわけ人口では圧倒的に、優越した構成要素であった。その領域は、共和国時代と同様に、法的にはコンタードとディストレットに区分されていた^(*)14)。コンタードは、一般に次のように理解されている。すなわち、各地の司教は、9世紀末以降に世俗権力（伯権力）を吸収して司教伯となるが、司教伯の権力は、司教座都市だけではなく、「伯管区」(comitatus)と一致する司教区全体に対する支配権をともなう。都市住民の結成した都市コムエ（都市共同体）が、11世紀末・12世紀初以降、司教伯からこの世俗権力を移譲される。都市コムエの支配権は、司教区すなわち旧伯管区と一致する「コンタード」(contado, comitatusに由来する)に及ぶというのがその主張であり、都市コムエが12・13世紀の過程でコンタードを現実的に制圧する過程で、この主張に基づくコンタード概念が普及した。とはいえ、まだその周縁部には服従しない地域も残り、独立の農村コムエ（農村共同体）や封建領主が存在していた。コンタードが制圧されると、近隣の都市コムエ同士が対立する時代がきた。周知のように、フィレンツェは、13世紀後半に経済力と人口を飛躍的に増大させ、13世紀末にはトスカーナの覇権をほぼ確立し、14世紀中葉以降になると近隣の都市コムエなどを次々に従属させた。コンタード以外の、この新たに支配地域となった部分が、フィレンツェではディストレットとよばれた領域である。しかし、フィレンツェのように両者を区別することは必ずしも一般的ではなかった^(*)15)。いずれにせよ、フィレンツェと、ディストレットの都市コムエ、農村コムエ、封建領主などとの関係は、少なくとも初期（14世紀末期・15世紀初期以前）においては、「降伏条約」(capitolazione)に基づく同盟的な関係とみなされた^(*)16)。フィレンツェは、それにしたがって都市や農村コムエの規約や慣習、あるいは封建領主の領地の慣習などを尊重する義務をもったのであり、コンタードでフィレンツェの法が直接適用されたのとは対照的である。以上が、コンタードとディストレットについての一般的な図式である。

しかし、現実はこの図式から乖離していた。フィレンツェにおけるコムエの誕生は、トスカーナ一帯を支配したカノッサ女伯マティルデが死亡し、その家系が断絶した1115年の直後とされる。それから間もない25年に、フィレンツェは北東約6キロにある都市フィエーゾレを征服し、破壊して、住民をフィレンツェに強制移住させたが、以後、フィレンツェのコンタードは、フィレンツェ司教区とフィエーゾレ司教区（同司教区自体は存続する）との二つの司教区からなるものとされた^(*)17)。また、14世紀末から15世紀前半には軍事費が際限なく膨張したので、フィレンツェは、上記の図式ではディストレットに属する地域の一部をコンタードに編入し、旧来のコンタードと同様に課税して自己の直接の財政基盤を拡大した。旧コンタードと対比して、これは新コンタードというべきものである^(*)18)。フィレンツェの近隣にあるプラートは、ピストイア司教区周縁部の「防備集落」(castello)に起源をもつ都市であるが^(*)19)、1140年にはコムエが誕生し、やがて自己のコンタードをもつにいたった。1351年にフィレンツェに従属したが、その都市コムエとコンタードはいずれも、1427-30年（第一回カスト）にはフィレンツェのコンタードに編入されている^(*)20)。また、16世紀

末以降に港湾都市として大発展するリヴォルノは、元来はピサの支配領域の小集落であったが、1406年にピサがフィレンツェに從属する際にジェノヴァの支配下に入り、1421年にフィレンツェがジェノヴァから購入すると、フィレンツェからは遠隔地にあるにもかかわらず、海港としての重要性のゆえにフィレンツェのコンタードに編入された^(*)21)。

ディストレットの各地に対するフィレンツェの支配が確立すると、両者の関係は、初期の同盟的な関係から事実上の支配・從属関係へと次第に移行した^(*)22)。これと並行して、コンタードとディストレットとの差異は、それが消滅することはなかったとはいえ、いみじくも新コンタードの形成に象徴されているように、事実上は次第に相対化されていく傾向にあったものと思われる。コジモ治世の1551年の規定では、中央政府が地方に派遣する財務官たちは、徴税について「その徴税区がコンタードのものであれ、ディストレットのものであれ」、同じ手続で徴税区（在地の）財務役に通告しなければならないとして、両者における徴税手続については区別していない^(*)23)。ただし、直接税は、フィレンツェとコンタードには1495年以降デチマ税（自己申告に基づく各世帯の土地、家屋、その他の課税対象となる建造物からの収益に課税）が導入され、これに対してディストレットにはエステーモ税（隣人団体によって評価された各世帯の資産に対して課税）が以前から課税されていた^(*)24)ので、両直接税の負担の実態はともかく、その査定方法自体には差異があった。なお、メディチ期末期の1735年に作成されたトスカーナ大公国国制についての概要を記した著作では、地方行政についても民兵編成についてもコンタードとディストレットとを区別した記述は見られず^(*)25)、この時点までに両者の差異はかなりの程度相対化されていたものと思われる。

さて、フィレンツェ国家の領域において、地方行政の単位はどのように編成されたのであろうか。まず、行政単位編成の基盤となった「地域共同体」(comunità)について見ていこう^(*)26)。農業・牧畜を生業とする丘陵・山岳地帯には、比較的均質な住民からなる「無防備集落」(villa aperta)や「旧防備集落」(antico castello)を中核とする地域共同体があり、その共有地は住民の共同体的生活の基盤となっていたが、ここでは地域共同体の運営は全住民集会においておこなわれていた。より大きな人口をもつ大規模な「防備集落」(castello)や「農業都市集落」(borgo)になると、これらの集落を中核とする地域共同体の役員や評議会構成員の配分をめぐって、家族間や階層間、あるいは中心集落の住民とその外部の住民との間に対立・緊張関係が見られた。こうした集落の一つであるフィヴィッツァーノでは、「今日では市壁で囲まれている」中心集落の内部の医師、公証人、商人を含む住民と、これまで地域共同体の評議会でも多数を占めてきたその外部の住民との間で、1561年には対立が激化してきた。さらに大きな集落には、単なる「都市的集落」(terra)と、「都市」(città)の称号と広範な裁判権などの特権をもつ都市集落があった。「都市的集落」には、コッレ(ディ・ヴァルデルザ)、カスティリオン・フィオレンティーノ、など多数があり、「都市」には、アレツォ、ピサ、ピストイア、ヴォルテッラ、コルトーナ、ポルゴ・サン・セポルクロ、そして1561年に司教座が設置されて「都市」の資格要件を満たし、同年「都市」に昇格したモンテプルチャーノがあった^(*)27)。フィレンツェのコンタードに編入されたプラートは、このような法制的な意味における「都市」ではない。リヴォルノも、フィレンツェのコンタ

ードに編入されており、16世紀にはまだ「都市」ではない。さて、「都市」はもちろん、プラートのような「都市的集落」も固有のコンタード（あるいはコンタードとよばれた周辺領域）をもっていた^(*28)が、「都市」・「都市的集落」とそれぞれのコンタードとからなる地域共同体の内部では、両者の関係は多様であった。地域共同体の評議会の構成員になる資格は、モンテブルチャーノでは、中核都市の住民かそのコンタードの住民かということには関係なく与えられたが、アレッツォ、プラート、コッレでは、いずれもそのコンタードの住民には与えられなかった。また、中核都市の自治的機関（独立都市国家時代の政府機関を継承したものの）の高級役職への就任資格は、ボルゴ・サン・セポルクロでは、市民権〔市民権は役職就任権を具体的な主要内容とする〕の所有者がもっていたが、それ以外の「都市」では、サント・ステーファノ騎士団の結成以降は、世襲的・閉鎖的な貴族層を形成する同騎士団員に留保されていた^(*29)。

このような地域共同体を分類するための語彙として、行政・法制史料には、それぞれの意味が明確でも一義的でもないが、「都市」(città)、「都市的集落」(terra)、「自治的機関をもつ農村共同体、すなわち農村コムーネである」「農村」(comune)、「小農村」(villa)、行政単位としての「小教区」(popolo)、という用語がある^(*30)。この「小教区」は教会行政の単位である「小教区」の社会的なまとまりと同一であり、両者は地域としては一致する^(*31)。さて、ディストレットの農村（共同体）は、固有の徴税権、共有財産、部分的な自治権をもち、さらに農・牧・林地警察に関する「農村規約」(statuti rurali)とその改正権をもっていた。フィレンツェのコンタードにおいてさえ、カルミニャーノやアルティミーノのような、自己の規約、評議会、役職をもつ大規模な農村（共同体）があるのみならず、その単なる小教区でありながら、固有の収入、共有地、規約作成権をもつものもあった。また、コンタードにおいてもディストレットにおいても、幾つかの小教区が防衛などのために集合し、「渓谷共同体」(comunità di valle)のような、地域共同体としての「同盟」(lega)を結成していることがあった^(*32)。これらは地域共同体^(*33)としての共有財産、固有の立法権をもっていたが、同盟の役職は各小教区の重要性に応じてそれぞれに配分されていた。都市、都市的集落、あるいは大規模な防備集落〔すなわち農村〕のそれぞれの中核部分と、それらを取り巻く隣接の諸小農村とが一緒になって、法的には一つの地域共同体を形成していた。このような地域共同体の内部における両者の関係は、上記の同盟における小教区同士の対等・平等の関係とは異なって、前者が後者を支配する支配・従属の関係であった。都市や大規模な都市集落の場合には、それらを中核とする地域共同体の評議会から小農村の住民が排除されたが、しかし、ローマニャ地方〔その西端の一部はフィレンツェ国家の領域をなす〕の防備集落の場合には、小農村の住民は評議会において少数派ではあったが、排除はされなかったのである。このことが示すように、地域共同体の中核となる集落が〔農村のような〕小集落である場合には、地域共同体を統合するその力は弱かったといえる。

コジモ一世の地方行政の対象となる地域共同体の内部構造は、共和政時代のそれを継承して複雑な様相を示していた。地域共同体は、現地の状況に基づいて形成されたので、地方ごとに異なる構造をもっていた。にもかかわらず、地方の歴史はわずかしか研究されていな

い^(*)34)ので、地域共同体のそれぞれの構造については不明な点が多い。いずれにせよ、コモー一世とその後継者たちは、国家を多数の「不均質な」地域共同体の集合体として理解していたのである^(*)35)。さて、1551年には徴税組織^(*)36)が、「小教区」、「地域共同体」、「ポデスタ管区」(podesteria)、「ヴィカリオ管区」(vicariato)ないしは「カピターノ管区」(capitanato)、の四つからなるものに編成された。カピターノとヴィカリオとは、ともに中央から地方に派遣される行政官兼裁判官職の名称であるが、両者の間に明確な権限の差異や上下関係はない。一般的な図式としては、小教区の(在地の)財務役が小教区の各世帯から徴税して、それを地域共同体の財務役に引き渡す。後者はそれをポデスタ管区の(中央政府から派遣される)財務役人に引き渡し、彼はそれをさらにヴィカリオ管区ないしはカピターノ管区の財務役人に引き渡し、この最後の役人が国庫に納入する。この税がフィレンツェのコンタードから徴収されるデチマ税であれ、ディストレットから徴収されるエステーモ税であれ、この徴収方法自体には差異がなかった。さて、この図式にしたがえば一般に、幾つかの小教区から一つの地域共同体が構成され、幾つかの地域共同体から一つのポデスタ管区が構成され、幾つかのポデスタ管区から一つのヴィカリオ管区あるいはカピターノ管区が構成されることになる。しかし、ポデスタ管区は、それが「農村」や「同盟」などである場合には、一つの管区は幾つかの地域共同体から構成されるが、それがプラートやポッジボンシのように「都市的集落」である場合には、一つだけから構成された。カピターノ管区の場合も同様であり、コルトーナやボルゴ・サン・セポルトロのような「都市」の場合には、一つの地域共同体(都市とコンタードからなる)だけから一つのカピターノ管区が構成されることもあった^(*)37)。

このような編成が、原則として、フィレンツェ国家の地方行政の基盤であった。地方行政に重要な役割を果たす「フィレンツェの正義と統治の管理者九人委員会」(nove conservatori della giustizia e del dominio di Firenze)は1560年に設置され、この中央機関が派遣する書記官はそれぞれの「書記官管区」(cancelleria)^(*)38)を管轄したが、同管区は一つないしは幾つかのポデスタ管区から構成されたので、ヴィカリオ管区ないしはカピターノ管区と重なり合うこともあった。この書記官は、管区内の地域共同体の(租税台帳などの)公文書すべてを管理し、それぞれの財政収支や規約の遵守などを監督したのみならず、必要に応じてポデスタ管区やヴィカリオ管区などでの審議・決定にも参加したので、地方行政におけるきわめて重要な存在であった。また、裁判管区^(*)39)についても、このような編成がその基盤となっていた。民事裁判権と刑事裁判権とは、原則として分離されていた。民事裁判管区をなすのはポデスタ管区と一部のヴィカリオ管区であり、刑事裁判管区は一部のヴィカリオ管区とカピターノ管区であった。一般に、一つの刑事裁判管区には幾つかの民事裁判管区が含まれており、カピターノ管区にはポデスタ管区や民事裁判管区であるヴィカリオ管区が、また刑事裁判管区であるヴィカリオ管区には幾つかのポデスタ管区が含まれていた。とはいえ、現実はこのような図式からはみだしていた。プラート、コッレ、サン・ジミニャーノ、などの有力な「都市的集落」をそれぞれが含むポデスタ管区は、民事裁判権のみならず刑事裁判権をももち、裁判管区としてそれだけで独立していた。裁判官は中央から派遣されたが、裁

判は各地域共同体に固有の規約・慣習を多少とも尊重しつつおこなわれた。ところで、フィレンツェのコンタードの各地域共同体の規約は、1415年のフィレンツェの「一般規約」(statuto generale)の「付則・補遺」(appendici e supplementi)にあたり、[原則として]両者の間に矛盾・対立はないものとされた。一方、ディストレットの各地域共同体の規約は、[フィレンツェへの従属以前からの伝統をもち、]フィレンツェの規約とは別個のものであったが、大公はこの固有の規約に基づく地域共同体の自律性を、上記の地方行政・裁判機構を手段として排除するように努めた^(**40)。

「シエーナ国家」についても触れておこう^(**41)。カール五世は、1555年の降伏条約において旧共和国の制度機構の保全とシエーナの支配階層のそれへの参加とを約束し、同皇帝からシエーナ国家を授封されたコジモもこの約束を引き継いだ。同国家に対して大公は、自己の代理として「総督」(governatore)やその「代官」(luogotenente)を派遣し、その監督の下で旧共和国の政治機関は、フィレンツェの場合と同様、大公の命令を遂行する行政機関としての性格を強めていった。領域構造も、コンタードとディストレットの区別がないことを除けば、フィレンツェ国家のそれと基本的に同様であり、地方行政はフィレンツェ国家のそれをモデルとしておこなわれた。

おわりに

トスカーナ大公国は、コジモ一世の時代には、大公がそれぞれ別の資格で支配する四種類の領域を大公の人格において統合したものであり、四種類の領域は、それぞれの内部が多少とも不均質な特権をもつ幾つかの要素から構成されていた。このような領域の基本構造は、ローレーナ家の大公レオポルド一世(1765-90)による改革まで継続するという^(**42)。その一方では、大公国最大の領域であるフィレンツェ国家において、コンタードとディストレットとの差異が次第に相対化され、同時にこの両者のいずれの内部でも各地域共同体がもつ不均質な特権がおそらくは次第に均質化されて、フィレンツェ国家内部の全般的な均質化が事実上ある程度は進展していったと思われる。均質化の点では、シエーナ国家も同様であろう。また、メディチ期末期の大公国内の武器(大砲・小銃)の配備状況を見てみる^(**43)と、領域の種類には関係なく、大公国の防衛という全体的観点から統一的に配備されている。このことから、大公国全体の統合化も事実上ある程度は進展していったのではないと思われる。このような状況が、コジモ一世以降の大公国の領域構造の概要であろう。

大公国の領域構造についての研究は、フィレンツェ国家とシエーナ国家についてようやく始められたばかりであり、その他の部分については本格的なものはまだないといってよい。したがって、今後の研究にまつ部分がきわめて大きい、その中でもとくに重要だと思われるものをあげておこう。大公の法的性格が明確でないこと、とりわけフィレンツェ国家をめぐる大公と皇帝との関係が明確ではないことにより、大公国の法的構造、すなわち大公国全体の国家的な枠組みのありかたが明確ではない。この問題をめぐる歴史的経緯を明らかにすること。大公と地域共同体および封建的領主との関係は、大公の上記の均質化・統合化への指向と共同体・領主側のそれへの抵抗とによって動的である。この関係の(共同体規約、

領主への特許状，などに見られる)「たてまえ」と(裁判記録，徴税記録，などに見られる)「実態」とを識別しつつ，その歴史的变化を理解すること。単一でも均質でもない大公国の全体を貫いて存在する一つの組織，サント・ステーファノ騎士団が，大公国の統合化に果たした役割を具体的に把握すること。フィレンツェ共和国では，都市フィレンツェが他の都市や農村(共同体)などを従属させていたが，大公国でも，フィレンツェはフィレンツェ国家の地域共同体の行政官(の一部，残りの一部は大公が指名する)をフィレンツェ市民の中から選出して派遣するという権利をもっていた。フィレンツェ国家の領域の統治権は，「公」(「フィレンツェ共和国の公」あるいは「フィレンツェ公」)にあるのか，それとも「公」とフィレンツェとが分有しているのか。換言すれば，共和国時代の「フィレンツェによる領域支配」の構造が，大公国時代にどのように変化したかを解明すること。最後に，四種類の領域のうちの上記C，Dの実態を把握すること。

主要参考文献

- Guarini, Elena Fasano, *Lo stato mediceo di Cosimo I*, Firenze, 1973.
- Becagli, Vieri, Stato e amministrazione nel Granducato di Toscana da Cosimo I a Pietro Leopoldo, in, AA. VV., *Lezioni di storia toscana*, Firenze, 1981.
- Caciagli, Giuseppe, *I feudi medicei*, Pisa, 1980.
- Marrara, Danilo, I rapporti giuridici tra la Toscana e l'Impero, in, AA. VV., *Firenze e la Toscana dei Medici nell' Europa del '500*, vol.1, Firenze, 1983.
- Viviani, Luigi, a cura di Di Noto, Sergio, *Compendio del governo civile, economico e militare della Toscana*, edito in, Di Noto, Sergio, *Gli ordinamenti del granducato di Toscana in un testo settecentesco di Luigi Viviani*, Milano, 1984.
- Klapisch-Zuber, Christiane, *Una carta del popolamento toscano negli anni 1427-1430*, Milano, 1983.
- 齊藤寛海「18世紀初期のトスカーナ大公国国制—L.ヴィヴィアーニ『概要』1735年，の紹介—」平成7年度科研費(総合研究A)研究成果報告書『イタリア近代社会における知識人の役割』京大文学部，1996年。

註

- (1) Toaff, Renzo, *La nazione ebrea a Livorno e a Pisa (1591-1700)*, Firenze, 1990, p.419.
- (2) cfr., Guarini, pp. 75-76.
- (3) Marrara, pp. 217 sgg.
- (4) Marrara, p. 219.
- (5) アレッシンドロの地位・称号については次を参照。Marrara, pp. 220 sgg.; Becagli, p. 17.
- (6) コジモの地位・称号については次を参照。Marrara, pp. 220 sgg.; Becagli, pp. 17-18.
- (7) 降伏後のシエーナ国家については次を参照。Marrara, pp. 223 sgg.; Becagli, pp. 17-18.
- (8) トスカーナ大公位については次を参照。Marrara, pp. 226 sg.
- (9) 大公国の構成については次を参照。Guarini, p. 14; Becagli, pp. 13 sg.
- (10) 封地については次を参照。Guarini, pp.64 sgg.
- (11) 封地の個数，創設年代については，Caciagli, pp.3-5. 封地の所在地とその大まかな面積について

ては巻末の地図を参照。

- (12) トスカーナ、とりわけフィレンツェ国家の領域における13世紀以降の都市化現象は顕著であったが、しかし一方では、人口が過疎化したシエーナ国家の領域ではこれと対照的であったことは次に詳しい。Ginatempo, Maria e Sandri, Lucia, *L'Italia delle città -- Il popolamento urbano tra Medioevo e Rinascimento (secoli XIII-XVI)* --, Firenze, 1990, pp.105-115, 195-222. また、トスカーナ諸都市が農村地帯の封建領主を制圧したことについては、次が指摘している。Cherubini, Giovanni, *Aspetti della Toscana medievale e medicea*, in, AA.VV., *Lezioni di storia Toscana*, cit., pp.4 sg.
- (13) 同騎士団については次を参照。Becagli, pp. 22 sg.
- (14) Guarini, pp.14 sgg.; Becagli, p.14.
- (15) ピサではコンタードとディストレットは、いずれもピサの支配領域を指す同義語として用いられることが多かった。清水廣一郎「十四世紀ピサの農村行政」同『イタリア中世都市国家研究』岩波書店、1975年、328頁。また、大公国において、フィレンツェ国家の領域では明確にコンタードとディストレットに区分されているが、シエーナ国家の領域ではこのような区分はまったく見られない。cfr., Guarini, pp.83-113.
- (16) Guarini, p.15.
- (17) 清水廣一郎「歴史を書くこと—ジョヴァンニ・ヴィッラーニ年代記について—」『日伊文化研究』第18号、1980年、8-9頁。Becagli, p.14.
- (18) 齊藤寛海「十五世紀のフィレンツェにおける権力構造」佐藤伊久男編『ヨーロッパにおける統合的諸権力の構造と展開』創文社、1994年、423-424頁。
- (19) Cherubini, op. cit., p.3.
- (20) Klapisch-Zuber, pp.35-36.
- (21) Guarini, p.17; Becagli, p.14. リヴォルノは、16世紀から18世紀後半まで、デチマ税などを免除された財政上の特別保護区であった (Guarini, p.17)。ただし、第一回のカタスト (1427-30年) では、リヴォルノはディストレット、すなわちピサのコンタードの中に位置づけられている。vedi, Klapisch-Zuber, P.49. この間の事情は、現在、筆者には不明である。
- (22) Guarini, pp.14-15.
- (23) Guarini, p.49.
- (24) Viviani, p.209; Pagnini Del Ventura, Gio. Francesco, *Della decima*, tomo 1, Lisbona e Lucca [Firenze], 1765, pp.37-38.
- (25) Viviani, pp.12 sgg, 254 sgg; 齊藤「18世紀初期におけるトスカーナ大公国国制」既出、7頁以下、17頁以下。
- (26) 以下、地域共同体については次を参照。Guarini, pp.57 sgg.
- (27) Guarini, p.55.
- (28) cfr., Klapisch-Zuber, pp.35 sg.
- (29) Guarini, pp.57 sg.
- (30) Guarini, p.20.
- (31) Guarini, pp.60 sg.
- (32) Guarini, p.60.
- (33) 地域共同体については次を参照。Guarini, pp.56 sgg.
- (34) Guarini, p.56.
- (35) Guarini, p.55.
- (36) 徴税組織については次を参照。Guarini, p.56.

- (37) ポデスタ管区, ヴィカリオ管区, カピターノ管区については次を参照。Guarini, pp.20-62. ただし、「イタリア歴史地図」(Atlante Storico Italiano)作成のために, トスカーナ大公国の構成, およびフィレンツェ国家, シエーナ国家の領域の各種地方管区の境界を確認することを目的としたこの著作 (cfr., Guarini, p.1.)では, ポデスタ, ヴィカリオ, カピターノの財政, 裁判, 一般行政の各局面における機能を総合的に考察してはいない。なお, 15世紀初期以降, 多くのポデスタ管区が整理・統合され, ポデスタ管区の数は相対的に減少している (Guarini, p.78)。このことはフィレンツェの領域行政における, 地域共同体との同盟的な関係から支配・従属的な関係への移行と関係する現象であると思われるが, その詳細は現在筆者には不明である。
- (38) 書記官管区については次を参照。Guarini, pp.51 sgg.
- (39) 裁判管区については次を参照。Guarini, pp.19 sgg.
- (40) Guarini, pp.73 sgg.
- (41) シエーナ国家については次を参照。Guarini, pp.25 sgg.
- (42) cfr., Becagli, p.13.
- (43) 齊藤「18世紀初期のトスカーナ大公国国制」, 17-22頁。

付記。本稿は平成6・7・8年度科学研究費補助金(一般研究C・課題番号06610356・研究課題「フィレンツェにおける君主制の成立と有力者層の存在形態」)による研究成果の一部である。

(1996年11月29日 受理)